

警報発令時等に対する非常措置について

令和 8 年 5 月 29 日から新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、災害発生時に伴う警報発令時の登校及び臨時休業に関して、以下の通りお知らせします。

〈京都市域に「特別警報」「レベル5特別警報」が発令〉

◇登校前に発令された場合 ➡ 「特別警報」が解除されるまで『自宅待機』

◇解除された場合 ➡ ①午前 0 時までに解除…『5 校時（13：00 登校）』から始業（給食は中止）
②午前 0 時現在発令中…『臨時休業』

〈京都市域に「暴風警報」が発令〉 ＊その他の警報では通常通り授業

◇登校前に発令されている場合 ➡ 「暴風警報」が解除されるまで『自宅待機』

◇①午前 7 時までに解除された場合 ➡ 『平常授業』

②午前 9 時までに解除された場合 ➡ 『3 校時（10：35 登校）から授業』

③午前 11 時までに解除された場合 ➡ 『5 校時（13：00 登校）から授業』（給食は中止）

④午前 11 時現在、発令中の場合 ➡ 『臨時休業』

〈京都市域に河川氾濫・大雨・土砂災害等のレベル3及びレベル4危険警報が発令〉 ＊一律に臨時休業とはならない

◇京都市防災危機管理室が学区ごとに判断 ➡ 指示状況等を踏まえ、臨時休業等の判断を行う

・修学院第二学区に避難指示（鴨川・高野川浸水想定区域）の場合 ➡ 暴風警報に準じた措置

・学校所在地以外の校区内の学区（八瀬・上高野・修学院）に土砂災害の避難指示が発令された場合

➡ いったん「自宅待機」をしていただき、学校からの「すぐーる」による連絡をお待ちいただくようお願いいたします。

◎在校時の発生時は、直ちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで「学校待機」とします。帰宅については、登下校の安全や交通機関の状況等を考慮した上で「すぐーる」等でお知らせします。

〈京都市域に「震度5弱以上の地震」が発生〉 ＊本校区に限らず、京都市域で観測された場合

◇午前 0 時までに発生 ➡ 翌日は臨時休業

◇午前 0 時以降、登校までに発生 ➡ 当日は臨時休業

◇休業日・休業日前日に発生 ➡ 休業明けの日は臨時休業

◎いずれも授業再開については「すぐーる」の配信やホームページでお知らせします。

◎在校時の発生時は、直ちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで「学校待機」とします。帰宅については、年度当初に記入いただきました引渡しカードに従い、保護者への引渡しとします。

学校から登校の連絡をした場合であっても、登校に不安がある場合は、各ご家庭で安全を最優先にご判断いただき、登校を見合わせていただいても構いません。その際は学校までご連絡ください。（なお状況によっては電話が繋がらない場合もございますので、登校時間が過ぎてからの連絡で大丈夫です。）